

熱中症対策に資する現場管理費補正の手続きフロー

【発注段階】

1 対象工事の確認（発注者）



2 対象工事である旨を特記仕様書に記載（発注者）



【工期内】

3 現場管理費の熱中症対策補正を工事着手前に「工事打合せ書」により協議を行う（受注者）

（工事打合せ書記載例）

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」として、下記について協議します。

- ① 観測所名：水戸
- ② 観測結果の報告方法
観測結果を気象庁（または環境省）のHPから印刷し、提出します。
- ③ 工事開始の基準日
○年○月○日



4 「真夏日率」を計算した工事打合せ書と根拠資料を提出（受注者）

（工事打合せ書記載例）

下記のとおり別紙資料（気象庁または環境省HP）を添付して報告します。

- ① 工期：年月日～年月日（A日間）
- ② 対象期間中の真夏日の日数：B日間



5 「工事期間中の真夏日の日数」を確認し、工事打合せ書で回答（発注者）



6 現場管理費の補正を行い、変更設計書を作成（発注者）

* 熱中症対策に係る費用は、現場管理費補正のほか、現場環境改善費でも計上することができる。なお、使い分けは下記を参考とすること。

■現場管理費補正：主に作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）

■現場環境改善費：主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（冷水機、冷蔵庫、製氷機（従前のとおり適用）、大型扇風機、送風機、ミストファン、遮光ネット、日よけテントなど）

熱中症対策に資する現場管理費補正工事 対象期間の考え方模式図

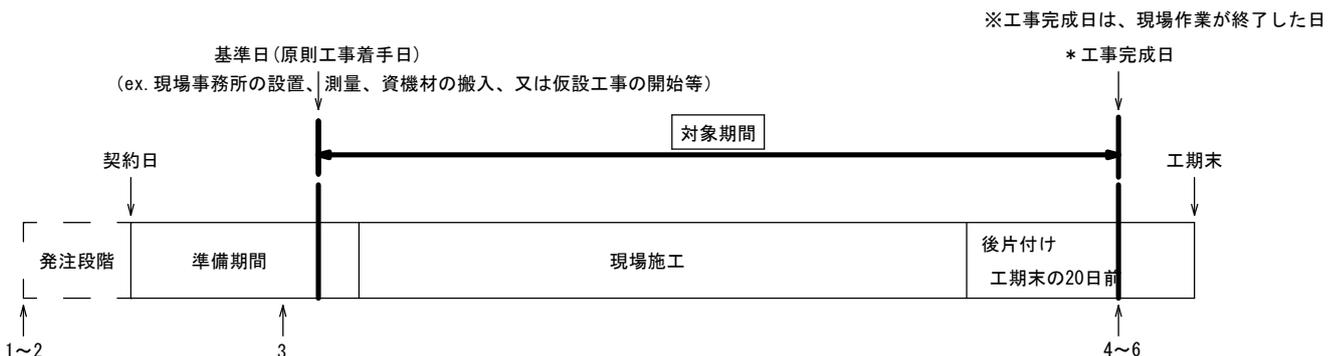
○対象期間は「工事着手」から「工期末の20日前（工期末日を含む）」までの期間とし、準備期間、休工期（不稼働日）、後片付け期間を含むものとする。

○年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（注）「基準日」及び「工事完了日」は受発注者協議により定める。

「基準日」は工事着手日を原則とする。

【標準】



凡例：工程表の数字は、手続きフローのタイトル番号を示す